【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年10月15日
【計算期間】	第11期（自 平成26年１月17日　至 平成26年７月16日）
【ファンド名】	ＭＡＸＩＳ 日経２２５上場投信
【発行者名】	三菱ＵＦＪ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　金上　孝
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
【事務連絡者氏名】	井上　靖
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の１口当たりの純資産額の変動率を対象指数（日経平均株価）の変動率に一致させることを目的として運用を行います。
追加信託の限度額は、５兆円相当額です。
当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債券	MRF	特殊型（　　）
	内外	不動産投信	ETF	
		その他資産（　　）		
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル	ファミリーファンド	あり（　　）	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし	ＴＯＰＩＸ	条件付運用型
大型株	年４回	北米			その他（　　）	ロング・ショート型／絶対収益追求型
中小型株	年６回	欧州				その他（　　）
債券	（隔月）	アジア				
一般	年12回	オセアニア				
公債	（毎月）	中南米				
社債	日々	アフリカ				
その他債券	その他（　　）	中近東（中東）				
クレジット属性（　　）		エマージング				
不動産投信						
その他資産（　　）						
資産複合（　　）						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。
※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に規定するＭＭＦをいいます。
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に規定するＭＲＦをいいます。
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第１号および第２号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回		信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回		信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）		信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

［ファンドの目的・特色］

■ファンドの目的

対象指数（日経平均株価（日経225））の値動きに連動する投資成果をめざします。

■ファンドの特色

＜投資方針＞

日経平均株価（日経225）に連動する成果をめざして運用を行います。

ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を日経平均株価（日経225）の変動率に一致させることを目的として、日経平均株価（日経225）に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）の株式に対する投資として運用を行います。

個別銘柄の株数の比率は、日経平均株価（日経225）における個別銘柄の株数の比率を維持することを原則とします。

＜日経平均株価（日経225）について＞

日経平均株価（日経225）

日経平均株価（日経225）とは、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象として日本経済新聞社により算出、公表される株価指数です。

当指数は、増資・権利落ち等の市況とは無関係の株価変動要因を修正して連続性を持たせたもので、わが国の株式市場動向を継続的に捉える指標として、広く利用されています。

算出方法等

日経平均株価（日経225）＝日経平均採用225銘柄株価合計／除数（50円額面以外は50円額面に換算、小数第3位を四捨五入して第2位まで算出）

採用225銘柄の権利落ち、銘柄の入替えの場合は原則として除数を修正します。採用銘柄が除外基準（第2部への指定替え、倒産・合併等による整理ポスト移行、上場廃止および市場流動性が他の銘柄と比べて相対的に低い等）に抵触した場合は、銘柄の見直し・新規銘柄の補充が実施されます。

（2001年10月の額面制度廃止後は、それまでの額面を「みなし額面」として算出しています。なお、計算式に変更はありませんが、株式分割・併合に際しては除数ではなく、「みなし額面」を変更する場合があります。）

＜上場投信の仕組み＞

ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律により定められる投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品性を持っています。

受益権が上場されます。

ファンドの受益権は、下記の金融商品取引所で上場され、株式と同様に、市場価格で売買することができます。

金融商品取引所における売買単位は1口単位です。

取引方法は、原則として株式と同様です。売買手数料等につきましては、お取引される第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

＜金融商品取引所＞

・東京証券取引所

※2009年2月25日に大阪証券取引所に新規上場し、2013年7月16日付で大阪証券取引所の現物市場が東京証券取引所の現物市場に統合されました。

取得申込みは株式によって行われます。

金融商品取引所における買付けのほか、株式による取得申込み（追加設定）を行うことができます。

委託会社は、あらかじめ取得申込みに必要な株式の銘柄およびそれぞれの株数を指定します。

取得申込者はこれらの株式を提供することで、引換えに受益権を取得することができます。

なお、所定の条件に該当する場合を除き、金銭による取得申込みを行うことはできません。

受益権と引換えに株式を交付（交換）します。
一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する信託財産中の株式と交換することができます。
委託会社は、あらかじめ交換できる株式の銘柄およびそれぞれの株数を指定します。
なお、通常の投資信託における換金手続きの「解約請求」は、ファンドでは行うことができません。
換金は、原則として金融商品取引所を通じての売却となります。

＜主な投資制限＞
・株式への投資割合に制限を設けません。
・同一銘柄の株式への投資割合に制限を設けません。
・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

＜分配方針＞
・年2回の決算時（1・7月の各16日）に分配を行います。
・分配金額は、経費等控除後の配当等収益の全額を原則とします。
・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

●「MAXIS（マクシス）」の由来
「MAXIS（マクシス）」は三菱UFJ投信が運用するETF（上場投資信託）シリーズの統一ブランドです。このブランドには、「最高（MAX）の品質」と「お客さまの投資の中心軸（AXIS）」をめざすという三菱UFJ投信の思いが込められています。

「日経平均株価（日経225）」の著作権等について
「日経平均株価（日経225）」は、日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、日本経済新聞社は、「日経平均株価（日経225）」自体および「日経平均株価（日経225）」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
「日経」および「日経平均株価（日経225）」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべて日本経済新聞社に帰属しています。
ファンドは、委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、日本経済新聞社は、その運用およびファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。
日本経済新聞社は、「日経平均株価（日経225）」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。
日本経済新聞社は、「日経平均株価（日経225）」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価（日経225）」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

平成21年２月24日	設定日、信託契約締結、運用開始
平成21年２月25日	ファンドの受益権を大阪証券取引所に上場
平成25年７月16日	東京証券取引所と大阪証券取引所の現物市場統合により東京証券取引所に上場

（３）【ファンドの仕組み】
①委託会社およびファンドの関係法人の役割

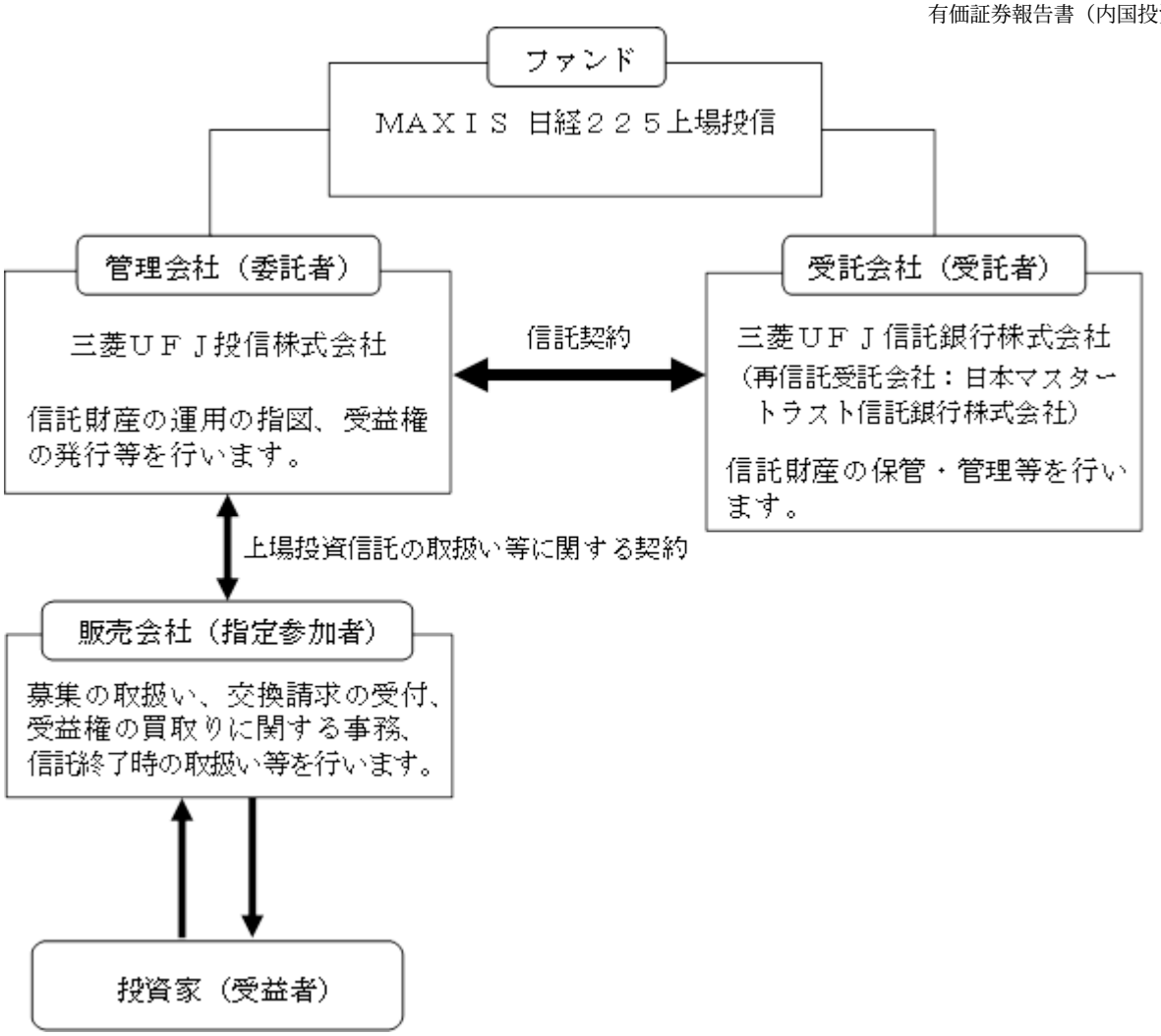
ファンド
ＭＡＸＩＳ 日経２２５上場投信
管理会社（委託者）
三菱ＵＦＪ投信株式会社
信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。
信託契約
受託会社（受託者）
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
信託財産の保管・管理等を行います。
上場投資信託の取扱い等に関する契約
販売会社（指定参加者）
募集の取扱い、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務、信託終了時の取扱い等を行います。
投資家（受益者）

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「上場投資信託の取扱い等に関する契約」	募集の取扱い、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務、信託終了時の取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況

・資本金

2,000百万円（平成26年７月末現在）

・沿革

平成９年５月　東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

平成16年10月　東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

平成17年10月　三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成26年７月末現在）

株　主　名	住　　所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	62,050株	50.0%
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号	31,025株	25.0%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号	31,023株	25.0%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

①信託財産の１口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的として、対象指数に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）の株式に対する投資として運用を行います。

②信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、対象指数における個別銘柄の株数の比率を維持することを原則とします。なお、対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。

③①の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、および補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことができます。

④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。）とします。

１．有価証券

２．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

ａ．有価証券先物取引等

３．金銭債権

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

１．株式
２．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン

（３）【運用体制】

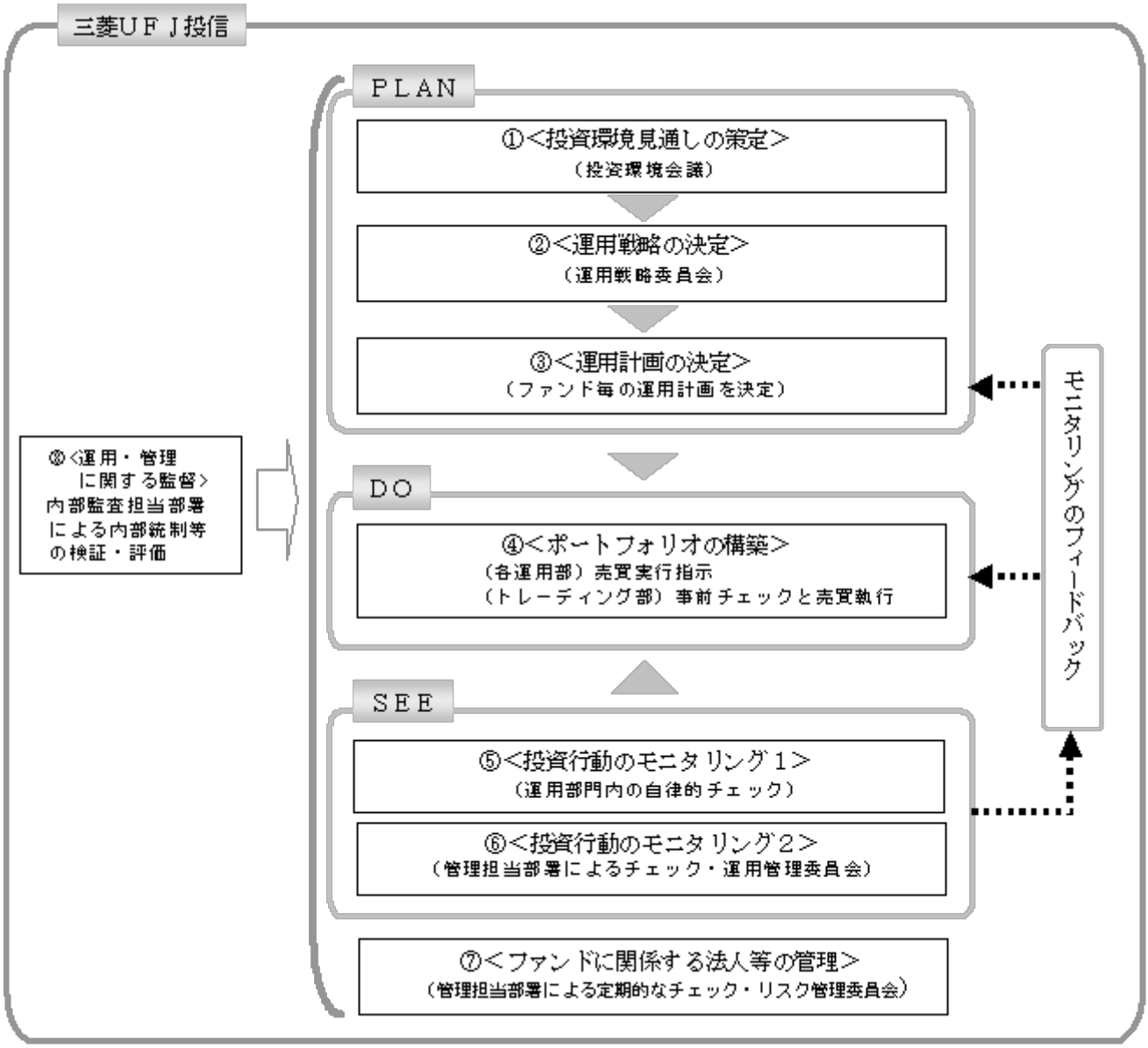

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築
各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング１
運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング２
運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理
受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督
内部監査担当部署（５名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱ＵＦＪ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。
ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

（４）【分配方針】
毎決算時に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。ただし、当該金額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。
売買益（評価益を含みます。）からの分配は行いません。
収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】
＜信託約款に定められた投資制限＞

①株式
株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産
外貨建資産への投資は行いません。

③投資信託証券
投資信託証券への投資は行いません。

④同一銘柄の株式
同一銘柄の株式への投資割合に制限を設けません。

⑤信用取引
信用取引の指図は行いません。

⑥有価証券の借入れ
有価証券の借入れを行いません。

⑦資金の借入れ
資金の借入れを行いません。

⑧投資する株式の範囲
ａ．委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式についてはこの限りではありません。

ｂ．ａ．の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑨有価証券の貸付

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

ｂ．ａ．に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

＜その他法令等に定められた投資制限＞

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

・デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

３【投資リスク】

（１）投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

①市場リスク

（価格変動リスク）

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

※留意事項

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

・当ファンドは、交換時期に制限がありますのでご留意ください。
・当ファンドは、日経平均株価（日経225）の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、取得申込みの一部が金銭にて行われた場合および組入銘柄の配当金や権利処理等によってファンド内に現金が発生すること等の要因によりカイ離を生じることがあります。
・当ファンドは金融商品取引所に上場され取引が行われますが、金融商品取引所における市場価格は当ファンドの需給などによって決まり、時間とともに変化します。このため、当ファンドの市場価格は基準価額に必ずしも一致せず、またその差異の程度については予測できません。
・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する取引上のリスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、①運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、②運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しています。
各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

①市場リスク
（価格変動リスク）
市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。
また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

②信用リスク
信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場リスクと同様の管理体制をとっています。
信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

③流動性リスク
流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

販売会社が定める額
※消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）がかかります。
申込手数料は販売会社にご確認ください。
販売会社は、下記にてご確認いただけます。
三菱ＵＦＪ投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

（２）【換金（解約）手数料】

販売会社は、受益者が交換を行うときおよび受益権の買取りを行うときは、当該受益者から、販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。
※詳しくは販売会社にご確認ください。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、以下により計算される①と②の合計額とします。

①ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.1836%※（税抜 年0.17%）を乗じて得た額

②信託約款に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の54%※以内（税抜 50%以内）の額

信託報酬の配分は以下の通りです。

・上記①の配分

信託財産の純資産総額	委託会社	受託会社
7,500億円以下の部分	年0.108%※ （税抜 年0.1%）	年0.0756%※ （税抜 年0.07%）
7,500億円超１兆円以下の部分	年0.1188%※ （税抜 年0.11%）	年0.0648%※ （税抜 年0.06%）
１兆円超２兆円以下の部分	年0.1296%※ （税抜 年0.12%）	年0.054%※ （税抜 年0.05%）
２兆円超の部分	年0.1404%※ （税抜 年0.13%）	年0.0432%※ （税抜 年0.04%）

・上記②の配分

委託会社と受託会社で折半します。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（４）【その他の手数料等】

①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

③上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が含まれます。

④受益権の上場に係る費用（追加上場料（追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して0.0081%（税抜0.0075%））、年間上場料（毎年末の純資産総額に対して最大0.0081%（税抜0.0075%））））は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うことができるものとします。

⑤対象指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（信託財産の純資産総額に年0.027%（税抜 年0.025%）を乗じて得た額）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うことができるものとします。

（＊）上記①から③の「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、特定株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

１．受益権の売却時

売却価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得として課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）の税率※による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）の税率※で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

２．収益分配金の受取り時

収益分配金は配当所得として課税されます。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）の税率※で源泉徴収（申告不要）されます。
なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）・申告分離課税を選択することもできます。

３．受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても上記１．と同様の取扱いとなります。
売却時および交換時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

※特定株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」の適用対象です。ＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やＥＴＦなどから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する（ＥＴＦの配当金の受取方法については、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。）など、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

１．受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、譲渡益について、他の法人所得と合算して課税されます。

２．収益分配金の受取り時

15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率※で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。益金不算入の取扱いは、株式の配当金と同様となります。

３．受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても上記１．と同様の取扱いとなります。

※上記は平成26年７月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

平成26年7月31日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
株式	日本	588,269,584,180	99.72
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	1,641,178,374	0.28
純資産総額		589,910,762,554	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

平成26年7月31日現在
（単位：円）

資産の種類	時価合計	投資比率(%)
株価指数先物取引　（買建）	1,643,250,000	0.28

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

平成26年7月31日現在

国／地域	銘　柄	種類	業種	株式数	上段：帳簿価額 下段：評 価 額 単価（円）	金額（円）	利率（%） 償還期限（年/月/日）	投資比率（%）
日本	ファーストリテイリング	株式	小売業	1,478,000	32,878.33 34,405.00	48,594,180,000 50,850,590,000	― ―	8.62
日本	ソフトバンク	株式	情報・通信業	4,434,000	7,751.53 7,572.00	34,370,322,000 33,574,248,000	― ―	5.69
日本	ファナック	株式	電気機器	1,478,000	17,412.18 17,990.00	25,735,210,000 26,589,220,000	― ―	4.51
日本	ＫＤＤＩ	株式	情報・通信業	2,956,000	6,235.54 5,997.00	18,432,272,000 17,727,132,000	― ―	3.01
日本	京セラ	株式	電気機器	2,956,000	4,921.47 5,047.00	14,547,872,000 14,918,932,000	― ―	2.53
日本	本田技研工業	株式	輸送用機器	2,956,000	3,620.14 3,654.00	10,701,140,000 10,801,224,000	― ―	1.83
日本	ダイキン工業	株式	機械	1,478,000	6,732.93 7,180.00	9,951,274,000 10,612,040,000	― ―	1.80
日本	アステラス製薬	株式	医薬品	7,390,000	1,391.16 1,415.00	10,280,690,000 10,456,850,000	― ―	1.77
日本	東京エレクトロン	株式	電気機器	1,478,000	7,181.48 6,740.00	10,614,234,000 9,961,720,000	― ―	1.69
日本	信越化学工業	株式	化学	1,478,000	6,241.70 6,580.00	9,225,238,000 9,725,240,000	― ―	1.65
日本	セコム	株式	サービス業	1,478,000	6,281.10 6,338.00	9,283,468,000 9,367,564,000	― ―	1.59
日本	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	1,478,000	6,043.51 6,137.00	8,932,320,000 9,070,486,000	― ―	1.54
日本	キヤノン	株式	電気機器	2,217,000	3,394.09 3,392.00	7,524,702,000 7,520,064,000	― ―	1.27
日本	ＴＤＫ	株式	電気機器	1,478,000	4,960.75 4,985.00	7,332,000,000 7,367,830,000	― ―	1.25
日本	デンソー	株式	輸送用機器	1,478,000	4,807.35 4,788.00	7,105,278,000 7,076,664,000	― ―	1.20
日本	武田薬品工業	株式	医薬品	1,478,000	4,729.72 4,727.00	6,990,538,000 6,986,506,000	― ―	1.18
日本	テルモ	株式	精密機器	2,956,000	2,283.04 2,362.00	6,748,676,000 6,982,072,000	― ―	1.18
日本	日東電工	株式	化学	1,478,000	4,707.34 4,684.00	6,957,460,000 6,922,952,000	― ―	1.17
日本	エーザイ	株式	医薬品	1,478,000	4,251.43 4,399.00	6,283,628,000 6,501,722,000	― ―	1.10
日本	セブン＆アイ・ホールディングス	株式	小売業	1,478,000	4,394.98 4,330.50	6,495,782,000 6,400,479,000	― ―	1.08
日本	住友不動産	株式	不動産業	1,478,000	4,352.74 4,302.50	6,433,350,000 6,359,095,000	― ―	1.08
日本	花王	株式	化学	1,478,000	4,255.31 4,247.00	6,289,360,000 6,277,066,000	― ―	1.06
日本	電通	株式	サービス業	1,478,000	4,058.64 4,125.00	5,998,680,000 6,096,750,000	― ―	1.03

日本	エヌ・ティ・ティ・データ	株式	情報・通信業	1,478,000	3,854.37 3,950.00	5,696,770,000 5,838,100,000	— —	0.99
日本	オリンパス	株式	精密機器	1,478,000	3,692.45 3,750.00	5,457,450,000 5,542,500,000	— —	0.94
日本	ブリヂストン	株式	ゴム製品	1,478,000	3,823.30 3,742.00	5,650,840,000 5,530,676,000	— —	0.94
日本	トレンドマイクロ	株式	情報・通信業	1,478,000	3,519.83 3,700.00	5,202,320,000 5,468,600,000	— —	0.93
日本	日本たばこ産業	株式	食料品	1,478,000	3,751.55 3,652.00	5,544,800,000 5,397,656,000	— —	0.91
日本	スズキ	株式	輸送用機器	1,478,000	3,316.54 3,464.00	4,901,858,000 5,119,792,000	— —	0.87
日本	中外製薬	株式	医薬品	1,478,000	2,933.48 3,460.00	4,335,688,000 5,113,880,000	— —	0.87

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

平成26年7月31日現在

種類／業種別		投資比率(%)
株式	水産・農林業	0.12
	鉱業	0.15
	建設業	3.11
	食料品	4.53
	繊維製品	0.56
	パルプ・紙	0.26
	化学	7.25
	医薬品	6.63
	石油・石炭製品	0.43
	ゴム製品	1.16
	ガラス・土石製品	1.74
	鉄鋼	0.34
	非鉄金属	1.64
	金属製品	0.43
	機械	5.41
	電気機器	17.13
	輸送用機器	7.29
	精密機器	2.74
	その他製品	0.86
	電気・ガス業	0.32
	陸運業	2.42
	海運業	0.23
	空運業	0.06
	倉庫・運輸関連業	0.40
	情報・通信業	11.56
	卸売業	2.56
	小売業	11.14
	銀行業	1.34
	証券、商品先物取引業	0.63
	保険業	0.94
	その他金融業	0.52
	不動産業	3.08
	サービス業	2.74
合　計		99.72

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

平成26年7月31日現在

資産の種類	取引所名	建別	数量	簿価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引						
日経２２５先物　１４年０９月限	大阪取引所	買建	105	1,615,201,728	1,643,250,000	0.28

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成26年7月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額	基準価額 （１口当たりの純資産価額）	東京証券取引所 取引価格
第1計算期間末日 （平成21年 7月16日）	31,639,620,292 （分配付） 31,398,174,628 （分配落）	9,435（分配付） 9,363（分配落）	9,450
第2計算期間末日 （平成22年 1月16日）	23,762,617,393 （分配付） 23,642,393,961 （分配落）	11,069（分配付） 11,013（分配落）	11,010
第3計算期間末日 （平成22年 7月16日）	41,283,472,527 （分配付） 41,148,819,594 （分配落）	9,504（分配付） 9,473（分配落）	9,490
第4計算期間末日 （平成23年 1月16日）	60,902,976,960 （分配付） 60,605,699,980 （分配落）	10,653（分配付） 10,601（分配落）	10,620
第5計算期間末日 （平成23年 7月16日）	73,108,537,506 （分配付） 72,540,704,466 （分配落）	10,171（分配付） 10,092（分配落）	10,100
第6計算期間末日 （平成24年 1月16日）	95,116,200,917 （分配付） 94,348,989,710 （分配落）	8,554（分配付） 8,485（分配落）	8,500
第7計算期間末日 （平成24年 7月16日）	134,210,159,396 （分配付） 132,992,229,464 （分配落）	8,926（分配付） 8,845（分配落）	8,830
第8計算期間末日 （平成25年 1月16日）	224,682,641,024 （分配付） 223,315,618,598 （分配落）	10,848（分配付） 10,782（分配落）	10,760
第9計算期間末日 （平成25年 7月16日）	285,906,852,889 （分配付） 283,977,912,469 （分配落）	14,970（分配付） 14,869（分配落）	14,870
第10計算期間末日 （平成26年 1月16日）	448,352,024,066 （分配付） 445,963,087,944 （分配落）	16,140（分配付） 16,054（分配落）	16,060
第11計算期間末日 （平成26年 7月16日）	565,572,504,966 （分配付） 561,994,860,866 （分配落）	15,809（分配付） 15,709（分配落）	15,700
平成25年 7月末日	271,315,696,629	13,920	13,920
8月末日	311,405,705,541	13,642	13,640
9月末日	372,945,672,429	14,809	14,820
10月末日	385,727,424,342	14,677	14,670
11月末日	372,995,504,090	16,042	16,020
12月末日	438,984,677,467	16,700	16,660
平成26年 1月末日	417,062,140,640	15,205	15,210
2月末日	439,448,737,994	15,138	15,140
3月末日	440,629,618,369	15,231	15,210
4月末日	419,936,269,842	14,692	14,680
5月末日	482,595,901,186	15,032	15,020
6月末日	553,770,785,962	15,587	15,560
7月末日	589,910,762,554	15,955	15,950

②【分配の推移】

	１口当たりの分配金
第1計算期間	72円
第2計算期間	56円
第3計算期間	31円
第4計算期間	52円
第5計算期間	79円
第6計算期間	69円
第7計算期間	81円
第8計算期間	66円
第9計算期間	101円
第10計算期間	86円
第11計算期間	100円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第1計算期間	27.89
第2計算期間	18.22
第3計算期間	△13.70
第4計算期間	12.45
第5計算期間	△4.05
第6計算期間	△15.23
第7計算期間	5.19
第8計算期間	22.64
第9計算期間	38.84
第10計算期間	8.54
第11計算期間	△1.52

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	3,597,488	244,076	3,353,412
第2計算期間	1,152,141	2,358,706	2,146,847
第3計算期間	2,763,419	566,623	4,343,643
第4計算期間	3,211,401	1,838,179	5,716,865
第5計算期間	3,633,306	2,162,411	7,187,760
第6計算期間	4,323,579	392,336	11,119,003
第7計算期間	11,530,640	7,613,471	15,036,172
第8計算期間	12,087,808	6,411,519	20,712,461
第9計算期間	5,712,787	7,326,828	19,098,420
第10計算期間	21,462,485	12,782,578	27,778,327
第11計算期間	12,825,673	4,827,559	35,776,441

（注）解約口数は、交換口数を表示しております。

［参考情報］

運用実績

1 基準価額・純資産の推移（設定日～2014年7月31日）

・基準価額、基準価額（分配金再投資）は7,377（当初元本1口当たり）を起点として表示
・基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を再投資したものとして計算

2 分配の推移

2014 年 7月	100円
2014 年 1月	86円
2013 年 7月	101円
2013 年 1月	66円
2012 年 7月	81円
2012 年 1月	69円
設定来累計	793円

・分配金は1口当たり、税引前

3 主要な資産の状況（2014年7月31日現在）

	組入上位業種	比率
1	電気機器	17.1%
2	情報・通信業	11.6%
3	小売業	11.1%
4	輸送用機器	7.3%
5	化学	7.3%
6	医薬品	6.6%
7	機械	5.4%
8	食料品	4.5%
9	建設業	3.1%
10	不動産業	3.1%

	組入上位銘柄	業種	比率
1	ファーストリテイリング	小売業	8.6%
2	ソフトバンク	情報・通信業	5.7%
3	ファナック	電気機器	4.5%
4	KDDI	情報・通信業	3.0%
5	京セラ	電気機器	2.5%
6	本田技研工業	輸送用機器	1.8%
7	ダイキン工業	機械	1.8%
8	アステラス製薬	医薬品	1.8%
9	東京エレクトロン	電気機器	1.7%
10	信越化学工業	化学	1.6%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引 （買建）	0.3%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）

4 年間収益率の推移

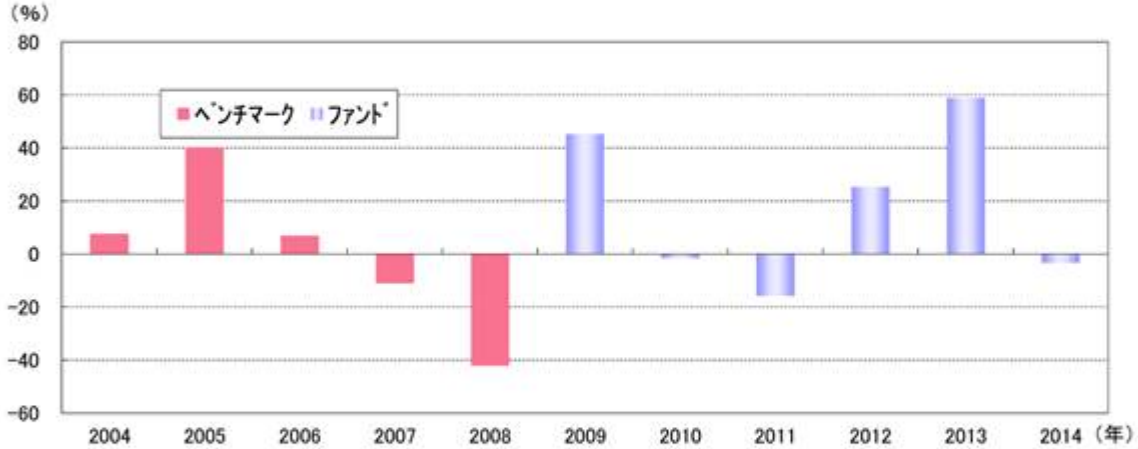

・収益率は基準価額（分配金再投資）で計算
・2009年は設定日から年末までの、2014年は7月31日までの収益率を表示
・2008年以前は対象指数（ベンチマーク）の年間収益率を表示

- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則、取得申込受付日の正午までに受け付けた取得申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該取得申込受付日の申込みとします。 正午過ぎに受け付けた取得申込みは翌営業日を取得申込受付日とします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。 ただし、以下の日を取得申込受付日とする申込みはできません。 １．対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して３営業日以内 ２．対象指数の銘柄変更実施日ならびに除数およびみなし額面変更実施日の各々前々営業日から起算して３営業日以内 ３．対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の前営業日 ４．計算期間終了日の５営業日前から起算して５営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の６営業日前から起算して６営業日以内） ５．ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前５営業日間 ６．委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における申込みについては、申込みの受付を行うことができます。
申込単位	１ユニット以上１ユニット単位 委託会社は、取得申込受付日の３営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物株式のポートフォリオ（「ユニット」といいます。）の銘柄および数量を申込ユニット数に応じて決定し、販売会社に提示します。 受益権の取得申込者は、販売会社に対して、原則としてユニットを単位として取得申込みを行うものとします。 取得に係る受益権の口数は、委託会社が定めるものとし、１口の整数倍とします。
申込価額	取得申込受付日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位（ユニット）および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱ＵＦＪ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル　0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス　http://www.am.mufg.jp/ ＭＡＸＩＳ専用サイト　http://maxis.muam.jp/
申込手数料	販売会社が定める額 ※消費税等相当額がかかります。 申込手数料は販売会社にご確認ください。 販売会社は、下記にてご確認いただけます。 三菱ＵＦＪ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル　0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

申込方法	取得申込者は、販売会社に対して、原則としてユニットを単位として取得申込みを行うものとします。ただし、当該申込ユニットの評価額が、取得申込口数に受益権の価額を乗じて得た額に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当するものとします。 ※取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。）である場合には、取得申込みに係る有価証券のうち当該発行会社等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを行うものとします。なお、この場合において、委託会社は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額（当該株式の時価総額の0.15%、なお、料率は今後変更になる可能性があります。）を徴することができるものとします。また、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた販売会社は、取得申込みを取り次ぐ際に委託会社にその旨を書面をもって通知するものとします。この通知が取得申込みの取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込みを取り次いだ販売会社がその責を負うものとします。 委託会社は、発行会社等による大口の取得申込みに対し、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、制限を設けることがあります。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

２【換金（解約）手続等】

解約の受付	解約の請求はできません。
交換の受付	受益者は自己に帰属する受益権と信託財産に属する有価証券との交換（「交換」といいます。）を請求できます。原則、交換請求受付日の正午までに受け付けた交換請求（当該交換請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該交換請求受付日の請求とします。正午過ぎに受け付けた交換請求は翌営業日を交換請求受付日とします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に交換請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。 ただし、以下の日を交換請求受付日とする請求はできません。 １．対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日 ２．対象指数の銘柄変更実施日ならびに除数およびみなし額面変更実施日の各々前々営業日から起算して３営業日以内 ３．対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の前営業日までの間 ４．計算期間終了日の５営業日前から起算して５営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の６営業日前から起算して６営業日以内） ５．ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前５営業日間 ６．委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、交換請求の受付を行うことができます。

交換の方法	受益者が交換の請求をするときは、販売会社に対し、販売会社所定の方法で行うものとします。 委託会社は、交換の請求を受け付けた場合には、受益者から提示された口数から受益者が取得できる個別銘柄の有価証券の数と、交換に要する受益権の口数（１口未満の端数があるときは、１口に切り上げます。）を計算します。 委託会社は、受託会社に対し、上記により計算された口数の受益権と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位（金融商品取引所が定める一売買単位をいいます。）の整数倍となる有価証券を交換するよう指図します。 ※交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合には、原則として、委託会社は、交換に要する受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる有価証券（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。 なお、この場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた販売会社は、交換の請求を取り次ぐ際に委託会社にその旨を書面をもって通知するものとします。この通知が交換の請求の取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取り次いだ販売会社がその責を負うものとします。 委託会社は、発行会社等による大口の交換請求に対し、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、制限を設けることがあります。
交換単位等	委託会社が定める一定口数（「交換請求口数」といいます。） 交換に係る受益権の評価額は交換請求受付日の基準価額とします。この場合において、受益者が交換によって取得する個別銘柄の有価証券の数は、交換請求受付日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。
交換手数料	販売会社が定める額 ※消費税等相当額がかかります。 交換手数料は販売会社にご確認ください。 販売会社は、下記にてご確認いただけます。 三菱ＵＦＪ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル　0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）
交付開始日	受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して４営業日目から振替機関等の口座に交換請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、交換請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた交換請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受け付けたものとします。 受益者の交換請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

買取り	販売会社は、次に該当する場合で受益者の請求があるときは、正午までに受け付けた請求については当日を受付日としてその受益権を買い取ります。正午過ぎに受け付けた場合は翌営業日を受付日とします。ただし、２．の場合の請求は、信託終了日の２営業日前までとします。 １．交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権 ２．受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき 受益権の買取価額は、買取請求の受付日の基準価額とします。 販売会社は、受益権の買取りを行うときは、販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。 販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。 受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとします。

※詳しくは販売会社にご確認ください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法	基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数 （注）「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 （主な評価方法） 株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額等の照会方法	基準価額およびユニットは、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱ＵＦＪ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル　0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス　http://www.am.mufg.jp/ ＭＡＸＩＳ専用サイト　http://maxis.muam.jp/

（２）【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間	平成21年２月24日から無期限 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

計算期間	原則として、毎年１月17日から７月16日まで、および７月17日から翌年１月16日まで ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・受益権の口数が20万口を下回ることとなったとき ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のとき、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、対象指数が廃止された場合、対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めたこの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合によりファンドを償還するときには、その廃止された日にファンドを償還するための手続きを開始するものとします。
信託約款の変更等	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還、信託約款の変更のうち重大な内容の変更または併合について、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。 併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。
金融商品取引所への上場	委託会社は、ファンドの受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとします。 平成21年２月25日　大阪証券取引所に上場 平成25年７月16日　東京証券取引所と大阪証券取引所の現物市場統合により東京証券取引所に上場 委託会社は、ファンドの受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。
反対者の買取請求権	委託会社がファンドの任意償還、信託約款について重大な内容の変更または併合を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「上場投資信託の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から１ヵ年とし、期間満了３ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。

運用報告書	投資信託及び投資法人に関する法律により、当ファンドの運用報告書（平成26年12月以降は交付運用報告書および運用報告書（全体版））の作成・交付は行いません。
委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.am.mufg.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款（平成26年12月１日適用予定）の変更内容について

平成26年12月１日適用で下記の内容等の約款変更を行う予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。
（下線部＿＿＿は変更部分を、「●」は該当する条文を示します。）

変更前（旧）	変更後（新）
（信託契約の解約） 第●条（略） ④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 ⑤（略）	（信託契約の解約） 第●条（略） ④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 ⑤（略）
（信託約款の変更等） 第●条（略） ②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。 （略） ③（略） ④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 ⑤～⑦（略）	（信託約款の変更等） 第●条（略） ②　委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。 （略） ③（略） ④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。 ⑤～⑦（略）

・（信託契約の解約）の項番については、上記と異なる場合があります。

4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権および名義登録	受益者（計算期間終了日において受益者名簿に名義登録（注）されている受益者（「名義登録受益者」といいます。）とします。）は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 ・収益分配金は、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式等により支払われます。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 （注）受託会社は、ファンドに係る受益者名簿を作成し、受益者について、その氏名または名称および住所その他受託会社が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。また、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称および住所その他受託会社の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。 受益者は、ファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。）を経由して受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は登録を受託会社（受託会社が受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。 名義登録は、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、ファンドが終了することとなる場合は、信託終了日の直前５営業日間において名義登録を停止するものとします。

信託終了時の交換請求権	受益者は、信託が終了するときは、持分に応じて交換を請求する権利を有します。 ・委託会社が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託財産に属する有価証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。 ・交換は、販売会社の営業所において行うものとします。 ・交換に係る受益権の評価額は信託終了日の５営業日前の基準価額とします。この場合において、受益者が交換により取得する個別銘柄の有価証券の数は、信託終了日の５営業日前の日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。 ・信託終了時の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託会社が確認した日の翌営業日から起算して３営業日目から行います。 ・次の場合には信託終了時の受益権の価額をもとに販売会社が買取りを行うことを原則とします。 １．受益者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権 ２．一定口数に満たない振替受益権（取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。） ・販売会社は、信託終了時の交換および買取りを行うときは、当該受益者から販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。 ・受益者が、信託終了時における交換による有価証券、信託終了に係る金銭および買取りに係る金銭について信託終了日から10年間その受渡しを請求しないときは、その権利を失います。 ※対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である受益者が、交換する場合には、委託会社は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買い取ることを受託会社に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の４営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却するのに必要な経費を控除した後の金額）とします。信託財産が買い取った受益権については、個別時価総額が確定した日から４営業日目に金銭の交付を行います。

第３【ファンドの経理状況】

１　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　当ファンドの計算期間は６ヵ月であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３　当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、第 11 期計算期間（平成26年1月17日から平成26年7月16日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】
【ＭＡＸＩＳ 日経２２５上場投信】
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 10 期 ［ 平成26年1月16日現在 ］	第 11 期 ［ 平成26年7月16日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,599,823,530	5,075,714,449
株式	444,572,313,400	560,366,449,500
派生商品評価勘定	7,420,400	24,783,416
未収入金	21,284,640	65,938,376
未収配当金	428,212,800	492,740,000
未収利息	5,675	7,368
差入委託証拠金	151,830,000	142,380,000
流動資産合計	448,780,890,445	566,168,013,109
資産合計	448,780,890,445	566,168,013,109
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	7,220,160	－
前受金	32,215,000	98,526,000
未払収益分配金	2,388,936,122	3,577,644,100
未払受託者報酬	133,151,038	169,269,259
未払委託者報酬	190,215,696	241,813,168
その他未払費用	66,064,485	85,899,716
流動負債合計	2,817,802,501	4,173,152,243
負債合計	2,817,802,501	4,173,152,243
純資産の部		
元本等		
元本	※1 204,920,718,279	※1 263,922,805,257
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	241,042,369,665	298,072,055,609
（分配準備積立金）	4,454,079	9,544,267
元本等合計	445,963,087,944	561,994,860,866
純資産合計	445,963,087,944	561,994,860,866
負債純資産合計	448,780,890,445	566,168,013,109

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 10 期 自 平成25年 7月17日 至 平成26年 1月16日	第 11 期 自 平成26年 1月17日 至 平成26年 7月16日
営業収益		
受取配当金	2,768,843,600	4,078,807,928
受取利息	739,904	598,293
有価証券売買等損益	29,051,529,427	△5,333,617,186
派生商品取引等損益	269,466,960	204,966,400
その他収益	584,257	517,162
営業収益合計	32,091,164,148	△1,048,727,403
営業費用		
受託者報酬	133,151,038	169,269,259
委託者報酬	190,215,696	241,813,168
その他費用	※1 66,277,835	※1 86,106,668
営業費用合計	389,644,569	497,189,095
営業利益	31,701,519,579	△1,545,916,498
経常利益	31,701,519,579	△1,545,916,498
当期純利益	31,701,519,579	△1,545,916,498
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額	－	－
期首剰余金又は期首欠損金（△）	143,088,868,129	241,042,369,665
剰余金増加額又は欠損金減少額	166,923,828,573	100,784,843,299
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	166,923,828,573	100,784,843,299
剰余金減少額又は欠損金増加額	98,282,910,494	38,631,596,757
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	98,282,910,494	38,631,596,757
分配金	※2 2,388,936,122	※2 3,577,644,100
期末剰余金又は期末欠損金（△）	241,042,369,665	298,072,055,609

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１ 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
２ デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は個別法に基づき、金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第 10 期 ［ 平成26年1月16日現在 ］	第 11 期 ［ 平成26年7月16日現在 ］
※１ 期首元本額	140,889,044,340円	204,920,718,279円
期中追加設定元本額	158,328,751,845円	94,614,989,721円
期中一部交換元本額	94,297,077,906円	35,612,902,743円
２ 受益権の総数	27,778,327口	35,776,441口
３ １口当たり純資産額	16,054円	15,709円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）
第 10 期（自 平成25年7月17日 至 平成26年1月16日）
※１ その他費用
上場費用および商標使用料等を含んでおります。

※２ 分配金の計算過程

当期配当等収益額	A	2,770,167,761円
分配準備積立金額	B	12,867,009円
配当等収益合計額	C=A+B	2,783,034,770円
経費	D	389,644,569円
当ファンドの分配対象収益額	E=C-D	2,393,390,201円
収益分配金金額	F	2,388,936,122円
次期繰越金（分配準備積立金）	G=E-F	4,454,079円
当ファンドの期末残存口数	H	27,778,327口
１口当たり分配金額	I=F/H	86円

第 11 期（自 平成26年1月17日 至 平成26年7月16日）
※１ その他費用
上場費用および商標使用料等を含んでおります。

※２ 分配金の計算過程

当期配当等収益額	A	4,079,923,383円
分配準備積立金額	B	4,454,079円
配当等収益合計額	C=A+B	4,084,377,462円
経費	D	497,189,095円
当ファンドの分配対象収益額	E=C-D	3,587,188,367円
収益分配金金額	F	3,577,644,100円
次期繰越金（分配準備積立金）	G=E-F	9,544,267円
当ファンドの期末残存口数	H	35,776,441口
１口当たり分配金額	I=F/H	100円

（金融商品に関する注記）
１ 金融商品の状況に関する事項

区 分	第 10 期 （ 自 平成25年 7月17日 至 平成26年 1月16日 ）	第 11 期 （ 自 平成26年 1月17日 至 平成26年 7月16日 ）
１ 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
２ 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
	当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。	同 左
	また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同 左

3 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同　左

2　金融商品の時価等に関する事項

区　分	第 10 期 ［ 平成26年1月16日現在 ］	第 11 期 ［ 平成26年7月16日現在 ］
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同　左
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同　左
	デリバティブ取引は、（デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。	同　左
	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同　左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同　左

（有価証券関係に関する注記）
売買目的有価証券

種　類	第 10 期 ［ 平成26年1月16日現在 ］ 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	第 11 期 ［ 平成26年7月16日現在 ］ 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	26,095,477,770	△2,336,477,306
合計	26,095,477,770	△2,336,477,306

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
取引の時価等に関する事項
株式関連

区 分	種　類	第 10 期［ 平成26年1月16日現在 ］			
		契 約 額 等（円）		時　価	評 価 損 益
			うち1年超	（円）	（円）
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,398,805,000	―	1,399,080,000	275,000
合　　計		1,398,805,000	―	1,399,080,000	275,000

区 分	種　類	第 11 期［ 平成26年7月16日現在 ］			
		契 約 額 等（円）		時　価	評 価 損 益
			うち1年超	（円）	（円）
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,605,405,000	―	1,630,280,000	24,875,000
合　　計		1,605,405,000	―	1,630,280,000	24,875,000

（注）時価の算定方法
1　先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2　先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

（単位：円）

銘柄		株式数	評価額		備考
コード	銘柄名		単価	金額	
1332	日本水産	1,430,000	321	459,030,000	
1333	マルハニチロ	143,000	1,610	230,230,000	
1605	国際石油開発帝石	572,000	1,521	870,012,000	
1721	コムシスホールディングス	1,430,000	1,864	2,665,520,000	
1801	大成建設	1,430,000	573	819,390,000	
1802	大林組	1,430,000	709	1,013,870,000	
1803	清水建設	1,430,000	716	1,023,880,000	
1812	鹿島建設	1,430,000	443	633,490,000	
1925	大和ハウス工業	1,430,000	2,130	3,045,900,000	
1928	積水ハウス	1,430,000	1,396	1,996,280,000	
1963	日揮	1,430,000	3,061	4,377,230,000	
6366	千代田化工建設	1,430,000	1,202	1,718,860,000	
2002	日清製粉グループ本社	1,430,000	1,260	1,801,800,000	
2269	明治ホールディングス	143,000	7,010	1,002,430,000	
2282	日本ハム	1,430,000	2,118	3,028,740,000	
2501	サッポロホールディングス	1,430,000	430	614,900,000	
2502	アサヒグループホールディングス	1,430,000	3,188	4,558,840,000	
2503	キリンホールディングス	1,430,000	1,453	2,077,790,000	
2531	宝ホールディングス	1,430,000	904	1,292,720,000	
2801	キッコーマン	1,430,000	2,195	3,138,850,000	
2802	味の素	1,430,000	1,572	2,247,960,000	
2871	ニチレイ	1,430,000	468	669,240,000	
2914	日本たばこ産業	1,430,000	3,752	5,365,360,000	
3101	東洋紡	1,430,000	170	243,100,000	
3103	ユニチカ	1,430,000	46	65,780,000	
3105	日清紡ホールディングス	1,430,000	1,010	1,444,300,000	
3401	帝人	1,430,000	253	361,790,000	
3402	東レ	1,430,000	690	986,700,000	
3861	王子ホールディングス	1,430,000	421	602,030,000	
3863	日本製紙	143,000	1,838	262,834,000	
3865	北越紀州製紙	1,430,000	451	644,930,000	
3405	クラレ	1,430,000	1,332	1,904,760,000	
3407	旭化成	1,430,000	790	1,129,700,000	
4004	昭和電工	1,430,000	144	205,920,000	
4005	住友化学	1,430,000	384	549,120,000	
4021	日産化学工業	1,430,000	1,728	2,471,040,000	
4041	日本曹達	1,430,000	557	796,510,000	
4042	東ソー	1,430,000	472	674,960,000	
4043	トクヤマ	1,430,000	331	473,330,000	
4061	電気化学工業	1,430,000	388	554,840,000	
4063	信越化学工業	1,430,000	6,241	8,924,630,000	
4183	三井化学	1,430,000	271	387,530,000	
4188	三菱ケミカルホールディングス	715,000	442	316,030,000	
4208	宇部興産	1,430,000	175	250,250,000	
4272	日本化薬	1,430,000	1,296	1,853,280,000	
4452	花王	1,430,000	4,256	6,086,080,000	
4901	富士フイルムホールディングス	1,430,000	2,903	4,151,290,000	
4911	資生堂	1,430,000	1,959	2,801,370,000	
6988	日東電工	1,430,000	4,708	6,732,440,000	
4151	協和発酵キリン	1,430,000	1,353	1,934,790,000	
4502	武田薬品工業	1,430,000	4,731	6,765,330,000	
4503	アステラス製薬	7,150,000	1,391	9,945,650,000	
4506	大日本住友製薬	1,430,000	1,230	1,758,900,000	
4507	塩野義製薬	1,430,000	2,210	3,160,300,000	
4519	中外製薬	1,430,000	2,932	4,192,760,000	
4523	エーザイ	1,430,000	4,252	6,080,360,000	
4568	第一三共	1,430,000	1,892	2,705,560,000	
5002	昭和シェル石油	1,430,000	1,163	1,663,090,000	
5020	ＪＸホールディングス	1,430,000	539	770,770,000	
5101	横浜ゴム	1,430,000	881	1,259,830,000	
5108	ブリヂストン	1,430,000	3,824	5,468,320,000	

3110	日東紡績	1,430,000	407	582,010,000	
5201	旭硝子	1,430,000	596	852,280,000	
5202	日本板硝子	1,430,000	136	194,480,000	
5214	日本電気硝子	2,145,000	584	1,252,680,000	
5232	住友大阪セメント	1,430,000	369	527,670,000	
5233	太平洋セメント	1,430,000	394	563,420,000	
5301	東海カーボン	1,430,000	295	421,850,000	
5332	ＴＯＴＯ	1,430,000	1,324	1,893,320,000	
5333	日本碍子	1,430,000	2,413	3,450,590,000	
5401	新日鐵住金	1,430,000	309	441,870,000	
5406	神戸製鋼所	1,430,000	158	225,940,000	
5411	ジェイ　エフ　イー　ホールディングス	143,000	2,121	303,303,000	
5413	日新製鋼	143,000	1,282	183,326,000	
5541	大平洋金属	1,430,000	522	746,460,000	
5703	日本軽金属ホールディングス	1,430,000	155	221,650,000	
5706	三井金属鉱業	1,430,000	304	434,720,000	
5707	東邦亜鉛	1,430,000	452	646,360,000	
5711	三菱マテリアル	1,430,000	373	533,390,000	
5713	住友金属鉱山	1,430,000	1,743	2,492,490,000	
5714	ＤＯＷＡホールディングス	1,430,000	952	1,361,360,000	
5715	古河機械金属	1,430,000	202	288,860,000	
5801	古河電気工業	1,430,000	218	311,740,000	
5802	住友電気工業	1,430,000	1,480	2,116,400,000	
5803	フジクラ	1,430,000	513	733,590,000	
3436	ＳＵＭＣＯ	143,000	984	140,712,000	
5901	東洋製罐グループホールディングス	1,430,000	1,601	2,289,430,000	
5631	日本製鋼所	1,430,000	442	632,060,000	
6103	オークマ	1,430,000	949	1,357,070,000	
6113	アマダ	1,430,000	1,025	1,465,750,000	
6301	小松製作所	1,430,000	2,312	3,306,160,000	
6302	住友重機械工業	1,430,000	482	689,260,000	
6305	日立建機	1,430,000	2,017	2,884,310,000	
6326	クボタ	1,430,000	1,393	1,991,990,000	
6361	荏原製作所	1,430,000	644	920,920,000	
6367	ダイキン工業	1,430,000	6,731	9,625,330,000	
6471	日本精工	1,430,000	1,352	1,933,360,000	
6472	ＮＴＮ	1,430,000	474	677,820,000	
6473	ジェイテクト	1,430,000	1,757	2,512,510,000	
7004	日立造船	286,000	525	150,150,000	
7011	三菱重工業	1,430,000	652	932,360,000	
7013	ＩＨＩ	1,430,000	479	684,970,000	
4902	コニカミノルタ	1,430,000	1,016	1,452,880,000	
6479	ミネベア	1,430,000	1,228	1,756,040,000	
6501	日立製作所	1,430,000	768	1,098,240,000	
6502	東芝	1,430,000	483	690,690,000	
6503	三菱電機	1,430,000	1,294	1,850,420,000	
6504	富士電機	1,430,000	504	720,720,000	
6506	安川電機	1,430,000	1,297	1,854,710,000	
6508	明電舎	1,430,000	426	609,180,000	
6674	ジーエス・ユアサ　コーポレーション	1,430,000	708	1,012,440,000	
6701	日本電気	1,430,000	374	534,820,000	
6702	富士通	1,430,000	761	1,088,230,000	
6703	沖電気工業	1,430,000	215	307,450,000	
6752	パナソニック	1,430,000	1,218	1,741,740,000	
6753	シャープ	1,430,000	323	461,890,000	
6758	ソニー	1,430,000	1,680	2,402,400,000	
6762	ＴＤＫ	1,430,000	4,960	7,092,800,000	
6767	ミツミ電機	1,430,000	755	1,079,650,000	
6770	アルプス電気	1,430,000	1,416	2,024,880,000	
6773	パイオニア	1,430,000	266	380,380,000	
6841	横河電機	1,430,000	1,279	1,828,970,000	
6857	アドバンテスト	2,860,000	1,221	3,492,060,000	
6952	カシオ計算機	1,430,000	1,602	2,290,860,000	
6954	ファナック	1,430,000	17,415	24,903,450,000	
6971	京セラ	2,860,000	4,922	14,076,920,000	
6976	太陽誘電	1,430,000	1,111	1,588,730,000	
7735	大日本スクリーン製造	1,430,000	501	716,430,000	
7751	キヤノン	2,145,000	3,394	7,280,130,000	
7752	リコー	1,430,000	1,178	1,684,540,000	
8035	東京エレクトロン	1,430,000	7,183	10,271,690,000	

6902	デンソー	1,430,000	4,809	6,876,870,000	
7003	三井造船	1,430,000	207	296,010,000	
7012	川崎重工業	1,430,000	397	567,710,000	
7201	日産自動車	1,430,000	998	1,427,140,000	
7202	いすゞ自動車	1,430,000	683	976,690,000	
7203	トヨタ自動車	1,430,000	6,044	8,642,920,000	
7205	日野自動車	1,430,000	1,399	2,000,570,000	
7211	三菱自動車工業	143,000	1,149	164,307,000	
7261	マツダ	1,430,000	497	710,710,000	
7267	本田技研工業	2,860,000	3,621	10,356,060,000	
7269	スズキ	1,430,000	3,317	4,743,310,000	
7270	富士重工業	1,430,000	2,928	4,187,040,000	
4543	テルモ	2,860,000	2,283	6,529,380,000	
7731	ニコン	1,430,000	1,553	2,220,790,000	
7733	オリンパス	1,430,000	3,695	5,283,850,000	
7762	シチズンホールディングス	1,430,000	786	1,123,980,000	
7911	凸版印刷	1,430,000	795	1,136,850,000	
7912	大日本印刷	1,430,000	1,066	1,524,380,000	
7951	ヤマハ	1,430,000	1,597	2,283,710,000	
9501	東京電力	143,000	411	58,773,000	
9502	中部電力	143,000	1,248	178,464,000	
9503	関西電力	143,000	1,025	146,575,000	
9531	東京瓦斯	1,430,000	598	855,140,000	
9532	大阪瓦斯	1,430,000	439	627,770,000	
9001	東武鉄道	1,430,000	536	766,480,000	
9005	東京急行電鉄	1,430,000	738	1,055,340,000	
9007	小田急電鉄	1,430,000	995	1,422,850,000	
9008	京王電鉄	1,430,000	809	1,156,870,000	
9009	京成電鉄	1,430,000	1,053	1,505,790,000	
9020	東日本旅客鉄道	143,000	8,106	1,159,158,000	
9021	西日本旅客鉄道	143,000	4,668	667,524,000	
9022	東海旅客鉄道	143,000	15,300	2,187,900,000	
9062	日本通運	1,430,000	497	710,710,000	
9064	ヤマトホールディングス	1,430,000	2,092	2,991,560,000	
9101	日本郵船	1,430,000	288	411,840,000	
9104	商船三井	1,430,000	370	529,100,000	
9107	川崎汽船	1,430,000	213	304,590,000	
9202	ＡＮＡホールディングス	1,430,000	249	356,070,000	
9301	三菱倉庫	1,430,000	1,564	2,236,520,000	
4689	ヤフー	572,000	456	260,832,000	
4704	トレンドマイクロ	1,430,000	3,520	5,033,600,000	
9412	スカパーＪＳＡＴホールディングス	143,000	606	86,658,000	
9432	日本電信電話	143,000	6,715	960,245,000	
9433	ＫＤＤＩ	2,860,000	6,236	17,834,960,000	
9437	ＮＴＴドコモ	143,000	1,778	254,254,000	
9602	東宝	143,000	2,463	352,209,000	
9613	エヌ・ティ・ティ・データ	1,430,000	3,855	5,512,650,000	
9766	コナミ	1,430,000	2,324	3,323,320,000	
9984	ソフトバンク	4,290,000	7,753	33,260,370,000	
2768	双日	143,000	174	24,882,000	
8001	伊藤忠商事	1,430,000	1,306	1,867,580,000	
8002	丸紅	1,430,000	737	1,053,910,000	
8015	豊田通商	1,430,000	2,930	4,189,900,000	
8031	三井物産	1,430,000	1,642	2,348,060,000	
8053	住友商事	1,430,000	1,369	1,957,670,000	
8058	三菱商事	1,430,000	2,140	3,060,200,000	
3086	Ｊ．フロント　リテイリング	1,430,000	673	962,390,000	
3099	三越伊勢丹ホールディングス	1,430,000	1,244	1,778,920,000	
3382	セブン＆アイ・ホールディングス	1,430,000	4,395	6,284,850,000	
8233	高島屋	1,430,000	948	1,355,640,000	
8252	丸井グループ	1,430,000	961	1,374,230,000	
8267	イオン	1,430,000	1,160	1,658,800,000	
8270	ユニーグループ・ホールディングス	1,430,000	631	902,330,000	
9983	ファーストリテイリング	1,430,000	32,890	47,032,700,000	
8303	新生銀行	1,430,000	216	308,880,000	
8304	あおぞら銀行	1,430,000	343	490,490,000	
8306	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	1,430,000	605	865,150,000	
8308	りそなホールディングス	143,000	585	83,655,000	
8309	三井住友トラスト・ホールディングス	1,430,000	455	650,650,000	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	143,000	4,144	592,592,000	

8331	千葉銀行	1,430,000	736	1,052,480,000	
8332	横浜銀行	1,430,000	594	849,420,000	
8354	ふくおかフィナンシャルグループ	1,430,000	501	716,430,000	
8355	静岡銀行	1,430,000	1,133	1,620,190,000	
8411	みずほフィナンシャルグループ	1,430,000	201	287,430,000	
8601	大和証券グループ本社	1,430,000	856	1,224,080,000	
8604	野村ホールディングス	1,430,000	672	960,960,000	
8628	松井証券	1,430,000	987	1,411,410,000	
8630	ＮＫＳＪホールディングス	357,500	2,667	953,452,500	
8725	ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	429,000	2,339	1,003,431,000	
8729	ソニーフィナンシャルホールディングス	286,000	1,680	480,480,000	
8750	第一生命保険	143,000	1,426	203,918,000	
8766	東京海上ホールディングス	715,000	3,259	2,330,185,000	
8795	Ｔ＆Ｄホールディングス	286,000	1,298	371,228,000	
8253	クレディセゾン	1,430,000	2,138	3,057,340,000	
3289	東急不動産ホールディングス	1,430,000	802	1,146,860,000	
8801	三井不動産	1,430,000	3,473	4,966,390,000	
8802	三菱地所	1,430,000	2,574	3,680,820,000	
8803	平和不動産	286,000	1,575	450,450,000	
8804	東京建物	1,430,000	912	1,304,160,000	
8830	住友不動産	1,430,000	4,355	6,227,650,000	
4324	電通	1,430,000	4,060	5,805,800,000	
9681	東京ドーム	1,430,000	472	674,960,000	
9735	セコム	1,430,000	6,282	8,983,260,000	
	合　　計	302,087,500	―	560,366,449,500	

（２）株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
（デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

平成26年7月31日現在
（単位：円）

Ⅰ 資 産 総 額	593,540,952,587
Ⅱ 負 債 総 額	3,630,190,033
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	589,910,762,554
Ⅳ 発 行 済 口 数	36,973,871 口
Ⅴ １口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	15,955

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換
委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典
該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

（４）受益権の譲渡
①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）受益権の再分割
委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（７）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換有価証券の交付および信託終了に係る金銭の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

平成26年７月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング２

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（５名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱ＵＦＪ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。
ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。
平成26年７月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本　数 （本）	純資産総額 （百万円）
追加型株式投資信託	501	7,092,090
追加型公社債投資信託	18	707,986
単位型株式投資信託	25	446,252
単位型公社債投資信託	5	157,377
合　計	549	8,403,705

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

３【委託会社等の経理状況】

（１） 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２） 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第28期 (平成25年3月31日現在)		第29期 (平成26年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	22,261,065	※2	33,576,940
有価証券	※2	8,000,000		120,983
前払費用		159,117		166,599
未収入金		5,504		168,410
未収委託者報酬		4,489,181		6,895,748
未収収益	※2	47,936	※2	64,325
繰延税金資産		402,791		399,128
金銭の信託	※2	30,000	※2	30,000
その他		39,167		111,434
流動資産合計		35,434,764		41,533,570
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	270,058	※1	254,682
器具備品	※1	171,754	※1	178,962
土地		1,205,031		1,205,031
有形固定資産合計		1,646,844		1,638,676
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		857,424		1,147,522
ソフトウェア仮勘定		430,432		105,254
無形固定資産合計		1,303,679		1,268,599
投資その他の資産				
投資有価証券		15,689,317		19,370,921
関係会社株式		320,136		320,136
長期性預金	※2	3,500,000		—
長期差入保証金	※2	825,804	※2	813,838
その他		15,035		15,035
投資その他の資産合計		20,350,294		20,519,931
固定資産合計		23,300,818		23,427,207
資産合計		58,735,583		64,960,778

(単位：千円)

	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	75,221	270,374
未払金		
未払収益分配金	33,936	62,872
未払償還金	1,004,879	927,297
未払手数料	※2 1,761,746	※2 2,914,613
その他未払金	84,763	56,199
未払費用	※2 1,333,574	※2 1,623,932
未払消費税等	128,077	266,187
未払法人税等	1,686,070	2,228,949
賞与引当金	594,000	585,962
その他	348,389	383,684
流動負債合計	7,050,661	9,320,074
固定負債		
退職給付引当金	119,776	154,690
役員退職慰労引当金	65,103	63,000
時効後支払損引当金	201,877	226,128
繰延税金負債	251,776	253,904
固定負債合計	638,533	697,725
負債合計	7,689,194	10,017,799
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	222,096	222,096
資本剰余金合計	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	39,686,216	43,710,993
利益剰余金合計	47,026,806	51,051,583
株主資本合計	49,249,033	53,273,811

(単位：千円)

	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,797,355	1,669,167
評価・換算差額等合計	1,797,355	1,669,167
純資産合計	51,046,388	54,942,978
負債純資産合計	58,735,583	64,960,778

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

		第28期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）		第29期 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
営業収益				
委託者報酬		48,411,166		53,423,757
投資顧問料		13,601		139,837
その他営業収益		138,788		99,673
営業収益合計		48,563,556		53,663,268
営業費用				
支払手数料	※2	19,724,426	※2	21,905,982
広告宣伝費		543,508		694,552
公告費		1,748		1,062
調査費				
調査費		942,478		977,602
委託調査費		10,699,987		11,329,088
事務委託費		242,537		263,721
営業雑経費				
通信費		89,308		97,901
印刷費		443,177		510,065
協会費		39,963		40,060
諸会費		7,621		7,806
事務機器関連費		971,457		1,041,363
その他営業雑経費		8,989		12,477
営業費用合計		33,715,204		36,881,683
一般管理費				
給料				
役員報酬		198,915		205,947
給料・手当		3,740,875		3,814,639
賞与引当金繰入		594,000		585,962
福利厚生費		593,073		603,032
交際費		23,259		21,433
旅費交通費		139,968		143,037
租税公課		115,450		123,549
不動産賃借料		699,860		692,573
退職給付費用		162,650		256,292
役員退職慰労引当金繰入		19,007		20,252
固定資産減価償却費		442,844		467,545
諸経費		270,874		300,280
一般管理費合計		7,000,782		7,234,545
営業利益		7,847,569		9,547,039

(単位：千円)

	第28期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）		第29期 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	
営業外収益				
受取配当金		213,088		287,886
有価証券利息	※2	6,698	※2	3,249
受取利息	※2	25,684	※2	19,503
投資有価証券償還益		6,072		1,862
収益分配金等時効完成分		412,323		64,449
その他		1,935		2,886
営業外収益合計		665,802		379,836
営業外費用				
投資有価証券償還損		8,689		57
時効後支払損引当金繰入		16,881		49,112
事務過誤費		186		1,389
その他		45		4,097
営業外費用合計		25,802		54,656
経常利益		8,487,569		9,872,219
特別利益				
投資有価証券売却益		334,775		767,140
特別利益合計		334,775		767,140
特別損失				
投資有価証券売却損		32,155		49,266
固定資産除却損	※1	253	※1	466
特別損失合計		32,409		49,732
税引前当期純利益		8,789,934		10,589,626
法人税、住民税及び事業税		3,441,310		3,847,871
法人税等調整額		△55,499		11,641
法人税等合計		3,385,811		3,859,512
当期純利益		5,404,123		6,730,113

(3)【株主資本等変動計算書】
第28期（自　平成24年4月1日　　至　平成25年3月31日　）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	36,863,331	44,203,921	46,426,148
当期変動額								
剰余金の配当						△2,581,238	△2,581,238	△2,581,238
当期純利益						5,404,123	5,404,123	5,404,123
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	―	―	―	―	―	2,822,884	2,822,884	2,822,884
当期末残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	39,686,216	47,026,806	49,249,033

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	723,054	723,054	47,149,203
当期変動額			
剰余金の配当			△2,581,238
当期純利益			5,404,123
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,074,300	1,074,300	1,074,300
当期変動額合計	1,074,300	1,074,300	3,897,185
当期末残高	1,797,355	1,797,355	51,046,388

第29期（自　平成25年4月1日　　至　平成26年3月31日　）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	39,686,216	47,026,806	49,249,033
当期変動額								
剰余金の配当						△2,705,336	△2,705,336	△2,705,336
当期純利益						6,730,113	6,730,113	6,730,113
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	―	―	―	―	―	4,024,777	4,024,777	4,024,777
当期末残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	43,710,993	51,051,583	53,273,811

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,797,355	1,797,355	51,046,388
当期変動額			
剰余金の配当			△2,705,336
当期純利益			6,730,113
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△128,187	△128,187	△128,187
当期変動額合計	△128,187	△128,187	3,896,589
当期末残高	1,669,167	1,669,167	54,942,978

[注記事項]

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生年度の翌事業年度より一括費用処理することとしております。

（会計上の見積もりの変更）

数理計算上の差異は、従来、発生年度の従業員の平均支払期間内の一定の年数（8年）により費用処理しておりましたが、当事業年度において、平均支払期間が8年を下回ったことから、数理計算上の差異を一括費用処理する方法に見直し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ87百万円減少しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

（未適用の会計基準等）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年5月17日）

(1) 概要

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充等について改正されました。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首から適用します。
なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の財務諸表に対しては遡及適用しません。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等を適用することにより、翌事業年度の期首の繰延税金資産は4,225千円増加し、退職給付引当金は11,857千円増加し、繰越利益剰余金は7,631千円減少しております。

（貸借対照表関係）

※1.有形固定資産の減価償却累計額

	第28期 （平成25年3月31日現在）	第29期 （平成26年3月31日現在）
建物	233,990千円	258,119千円
器具備品	351,481千円	374,405千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第28期 （平成25年3月31日現在）	第29期 （平成26年3月31日現在）
預金	19,410,015千円	30,782,482千円
有価証券	8,000,000千円	―
未収収益	40,120千円	34,750千円
金銭の信託	30,000千円	30,000千円
長期性預金	3,500,000千円	―
長期差入保証金	816,823千円	804,456千円
未払手数料	927,107千円	1,802,448千円
未払費用	148,712千円	171,067千円

(損益計算書関係)

※1.固定資産除却損の内訳

	第28期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	第29期 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
器具備品	253千円	466千円
計	253千円	466千円

※2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第28期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	第29期 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
支払手数料	10,230,968千円	11,642,746千円
有価証券利息	5,170千円	2,051千円
受取利息	25,684千円	19,503千円

（株主資本等変動計算書関係）

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 （株）	当事業年度増加 株式数 （株）	当事業年度減少 株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	124,098	－	－	124,098
合計	124,098	－	－	124,098

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額 2,581,238千円
② １株当たり配当額 20,800円
③ 基準日 平成24年3月31日
④ 効力発生日 平成24年6月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額 2,705,336千円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 21,800円
④ 基準日 平成25年3月31日
⑤ 効力発生日 平成25年6月25日

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 （株）	当事業年度増加 株式数 （株）	当事業年度減少 株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	124,098	－	－	124,098
合計	124,098	－	－	124,098

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成25年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額 2,705,336千円
② １株当たり配当額 21,800円
③ 基準日 平成25年3月31日
④ 効力発生日 平成25年6月25日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額 3,375,465千円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 27,200円
④ 基準日 平成26年3月31日
⑤ 効力発生日 平成26年6月30日

（金融商品関係）

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

第28期（平成25年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)　現金及び預金	22,261,065	22,261,065	－
(2)　有価証券	8,000,000	8,000,000	－
(3)　未収委託者報酬	4,489,181	4,489,181	－
(4)　長期性預金	3,500,000	3,505,795	5,795
(5)　投資有価証券	15,650,417	15,650,417	－
資産計	53,900,663	53,906,459	5,795
(1)　未払手数料	1,761,746	1,761,746	－
(2)　未払法人税等	1,686,070	1,686,070	－
負債計	3,447,816	3,447,816	－

第29期（平成26年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)　現金及び預金	33,576,940	33,576,940	－
(2)　有価証券	120,983	120,983	－
(3)　未収委託者報酬	6,895,748	6,895,748	－
(4)　長期性預金	－	－	－
(5)　投資有価証券	19,332,021	19,332,021	－
資産計	59,925,694	59,925,694	－
(1)　未払手数料	2,914,613	2,914,613	－
(2)　未払法人税等	2,228,949	2,228,949	－
負債計	5,143,563	5,143,563	－

（注１）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(2)有価証券、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(5)投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

負　債

(1)未払手数料、(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
非上場株式	38,900	38,900
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第28期（平成25年3月31日現在）　（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	22,261,065	―	―	―
未収委託者報酬	4,489,181	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	8,000,000	―	―	―
投資信託	―	4,150,204	2,167,462	2,151,428
長期性預金	―	3,500,000	―	―
合計	34,750,246	7,650,204	2,167,462	2,151,428

第29期（平成26年3月31日現在）　（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	33,576,940	―	―	―
未収委託者報酬	6,895,748	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	―	―	―	―
投資信託	120,983	3,103,140	6,128,025	1,408,595
長期性預金	―	―	―	―
合計	40,593,672	3,103,140	6,128,025	1,408,595

（有価証券関係）

1.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2.その他有価証券

第28期（平成25年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	12,625,086	10,181,990	2,443,096
	小　計	12,625,086	10,181,990	2,443,096
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	3,025,331	3,033,767	△8,436
	小　計	3,025,331	3,033,767	△8,436
合　計		15,650,417	13,215,757	2,434,660

第29期（平成26年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	16,263,940	13,940,367	2,323,572
	小　計	16,263,940	13,940,367	2,323,572
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	3,189,065	3,212,015	△22,950
	小　計	3,189,065	3,212,015	△22,950
合　計		19,453,005	17,152,382	2,300,622

3.売却したその他有価証券

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	7,033,368	334,775	32,155
合　計	7,033,368	334,775	32,155

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	3,836,955	767,140	49,266
合　計	3,836,955	767,140	49,266

（デリバティブ取引関係）
重要な取引はありません。

（退職給付関係）
第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
1.採用している退職給付制度の概要
当社は、従業員に対して確定拠出年金制度、退職一時金制度及び確定給付年金制度を設けております。

2.退職給付債務に関する事項

(1)	退職給付債務（千円）	△382,988
(2)	年金資産（千円）	143,462
(3)	未積立退職給付債務　(1)+(2)(千円)	△239,525
(4)	未認識数理計算上の差異（千円）	119,749
(5)	貸借対照表計上額純額　(3)+(4)（千円）	△119,776
(6)	退職給付引当金　（千円）	△119,776

3.退職給付費用に関する事項

(1)	勤務費用（千円）	26,748
(2)	利息費用（千円）	7,087
(3)	期待運用収益　（千円）	△2,984
(4)	数理計算上の差異の費用処理額（千円）	27,653
(5)	その他（千円）	104,146
(6)	退職給付費用(1)+(2)+(3)+(4)+(5)（千円）	162,650

（注）「(5)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
（1）退職給付見込額の期間配分方法
期間定額基準
（2）割引率
1.5%
（3）期待運用収益率
1.5%
（4）数理計算上の差異の処理年数
8年（各事業年度の発生時における従業員の平均支払期間以内の一定の年数による定額法により、翌事業年度より費用処理しております。）

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対して確定拠出年金制度、退職一時金制度及び確定給付年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	382,988 千円
勤務費用	425
利息費用	5,724
数理計算上の差異の発生額	△432
退職給付の支払額	△75,066
退職給付債務の期末残高	313,639

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	143,462 千円
期待運用収益	2,151
数理計算上の差異の発生額	3,824
事業主からの拠出額	88,833
退職給付の支払額	△75,066
年金資産の期末残高	163,205

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	311,889 千円
年金資産	△163,205
	148,683
非積立型制度の退職給付債務	1,750
未認識数理計算上の差異	4,257
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	154,690
退職給付引当金	154,690
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	154,690

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	425 千円
利息費用	5,724
期待運用収益	△2,151
数理計算上の差異の費用処理額	119,749
その他	25,147
確定給付制度に係る退職給付費用	148,895

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	31.1％
株式	13.1
その他	55.8
合計	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　1.5%

長期期待運用収益率　1.5%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は107,397千円でありました。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	542,460 千円	527,037 千円
投資有価証券評価損	226,404	42,394
ゴルフ会員権評価損	8,505	8,505
未払事業税	140,336	154,726
賞与引当金	225,779	208,836
役員退職慰労引当金	23,202	22,453
退職給付引当金	45,495	55,131
減価償却超過額	10,083	10,659
委託者報酬	124,166	136,745
長期差入保証金	26,203	30,510
時効後支払損引当金	71,948	80,592
その他	48,666	41,232
繰延税金資産　小計	1,493,253	1,318,825
評価性引当額	△704,932	△542,145
繰延税金資産　合計	788,320	776,680
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△637,305	△631,455
その他	－	△1
繰延税金負債　合計	△637,305	△631,456
繰延税金資産の純額	151,015	145,223

2.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が29,724千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が29,724千円増加しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第28期（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）及び第29期（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第28期（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）及び第29期（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1.関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 50.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,556,241千円	未払手数料	324,725千円
						事務所の賃借	事務所賃借料	671,086千円	長期差入保証金	812,027千円
						投資の助言	投資助言料	167,142千円	未払費用	85,301千円
主要株主	㈱三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	被所有 直接 25.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,674,726千円	未払手数料	602,382千円
						取引銀行	譲渡性預金の預入	30,000,000千円	有価証券	8,000,000千円
							譲渡性預金に係る受取利息	5,170千円	未収収益	717千円
							マルチコーラブル預金の預入	5,500,000千円	現金及び預金	10,500,000千円
									長期性預金	3,500,000千円
							マルチコーラブル預金に係る受取利息	24,246千円	未収収益	2,301千円

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 50.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,507,475千円	未払手数料	476,882千円
						事務所の賃借	事務所賃借料	671,086千円	長期差入保証金	799,941千円
						投資の助言	投資助言料	190,144千円	未払費用	99,131千円
主要株主	㈱三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	被所有 直接 25.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	7,135,270千円	未払手数料	1,325,565千円
						取引銀行	譲渡性預金の預入	14,000,000千円		
							譲渡性預金に係る受取利息	2,051千円		
							マルチコーラブル預金の預入	6,500,000千円	現金及び預金	10,000,000千円
							マルチコーラブル預金に係る受取利息	16,775千円	未収収益	646千円

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等
投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。
投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は3ヶ月～3年であります。
上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,513,173千円	未払手数料	321,822千円

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,638,642千円	未払手数料	544,991千円

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等
投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第28期 （自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日）	第29期 （自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日）
１株当たり純資産額	411,339.33円	442,738.63円
１株当たり当期純利益金額	43,547.22円	54,232.25円

（注）1．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第28期 （自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日）	第29期 （自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日）
当期純利益金額　（千円）	5,404,123	6,730,113
普通株主に帰属しない金額　（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	5,404,123	6,730,113
期中平均株式数　（株）	124,098	124,098

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

①名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
②資本金の額：324,279百万円（平成26年３月末現在）
③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

①名称	②資本金の額 （平成26年３月末現在）	③事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
クレディ・スイス証券株式会社	78,100　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＪＰモルガン証券株式会社	50,275　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＵＢＳ証券株式会社	46,450　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ソシエテジェネラル証券会社東京支店	31,703　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
シティグループ証券株式会社	192,900　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大和証券株式会社	100,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ドイツ証券株式会社	72,728　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
バークレイズ証券株式会社	32,945　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＢＮＰパリバ証券株式会社	102,025　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	4,500　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	7,350　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
メリルリンチ日本証券株式会社	119,440　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
モルガン・スタンレーMUＦＧ証券株式会社	62,100　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（２）販売会社：募集の取扱い、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務、信託終了時の取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成26年７月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の50.0%（62,050株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

第３【参考情報】

当計算期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成26年４月15日	有価証券報告書、有価証券届出書
平成26年２月３日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成２６年６月２７日

三菱ＵＦＪ投信株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　樋口　誠之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　山田　信之	印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの第２９期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２６年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成26年８月20日

三 菱 Ｕ Ｆ Ｊ 投 信 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　柴　毅　印

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　和田　渉　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＭＡＸＩＳ 日経２２５上場投信の平成26年１月17日から平成26年７月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＭＡＸＩＳ 日経２２５上場投信の平成26年７月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱ＵＦＪ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。